

●その他の介護関係サービス

【紙おむつ購入費支援事業】

要介護3、4、5で在宅の方に、月額5,000円を限度に紙おむつ購入費（購入券方式）を支給します。
なお、介護施設に入所している方は対象外となりますのでご注意ください。

(例1) 5,000円分購入

}	自己負担額（2割）・・・1,000円
	町負担額（8割）・・・4,000円

(例2) 7,000円分購入

}	自己負担額・・・3,000円
	町負担額・・・4,000円

【社会福祉法人等利用者負担額軽減制度】

社会福祉法人等においてサービスを受けられている方に対し、利用者負担分（介護サービス費の1割部分及び食費・居住費等部分）について減免を行う制度です。

対象者は、町民税非課税世帯の方で下記の要件全てに該当する方となります。

- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・申請者及びその属する世帯員全員について、自らの住まいなど、日常生活に供する資産以外に活用できる住居や土地がないこと。
- ・申請者を扶養する親族等に負担能力がないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

【高齢介護サービス費支給制度】

要介護者等が1か月に支払った利用者負担額が、一定の上限額を超えた場合は、要介護者等に高額介護サービス費として、上限額を超えた分が払い戻されます。

【特定入所者介護サービス費】

町民税非課税世帯等の所得が少ない方が施設サービスやショートステイを利用したときに、食費・居住費について特定入所者介護サービスとして支給されます。

※上記各サービスについては、全て申請を要しますので、詳細等については、健康福祉課福祉係までお問い合わせください。